

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業
(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価方法書に関する補足資料

<補足資料内容>

10 外周道路に近接する住宅等に対する配慮について.....	1
11 動植物調査の調査範囲について.....	1
12 水質について.....	6
13 来園車両等の走行に伴う騒音・振動に係る調査及び予測地点について.....	15
14 悪臭について.....	19

令和3年12月

10 外周道路に近接する住宅等に対する配慮について

外周道路予定地と住宅等が近接していること、また、外周道路予定地周辺は現在、道路が存在していない区域と道路が存在していても交通量が非常に少ない区域の2つの区域があり、どちらも静穏な地域であると認識しております。以上の状況を踏まえ、今後、調査、予測及び評価を行っていく際に、適切な環境保全目標の設定を検討し、準備書にて示します。

11 動植物調査の調査範囲について

横浜市環境影響評価審査会（以下、「審査会」といいます。）（令和3年度第16回）での補足資料5番において、動物調査の調査地点として、哺乳類や昆虫類のトラップ調査位置や鳥類のスポットセンサス、ラインセンサスの位置等を図で示しました。その際の図では示しておりませんでした。動物全調査項目で実施する直接観察・採取に関しては、立ち入り禁止区域である囲障区域内を含む深谷通信所跡地全域及びその周辺を対象として踏査・観察を行い、当該地域における生物相について把握します。

参考情報（再掲）：審査会（令和3年度第16回）の補足資料5番（その1）

5. 動物の調査地点について

（1）哺乳類調査地点（トラップ位置）

哺乳類調査では、深谷通信所跡地全域とした任意観察法・フィールドサイン法のほかにトラップを使用し、当該地域における哺乳類相を把握します。トラップの位置は表 11.1 及び図 11-1 に示すとおりです。

表 11.1 哺乳類調査地点（トラップ位置）の概要

地点	地点の概要	対象とする環境
st-1	調査地域の林縁環境を代表する地点。樹林（クヌギ・コナラ群集）及び芝地や草地に生息する種を確認できる。地点の北側には湧水地、東側には河川（水路）が存在する。	①、②、④、⑤
st-2	調査地域の草地～樹林に生息する種を確認できる。地点の西側には河川（水路）が存在する。	①、③、④
st-3	草地環境を代表する地点で、低茎～高茎草地周辺に生息する種を確認できる。	②、③
st-4	調査地域北東部に存在する湿性草地周辺（春夏季のみ）に生息する種を確認できる。	④、⑤
st-5	調査地域南側に存在する落葉広葉樹林内に生息する種を確認できる。	①、⑤

調査地域の代表的な環境：①小規模樹林地 ②芝地、畑地、耕作放棄地等の低茎草地 ③高茎草地
④湧水地等の小規模水域 ⑤住宅地



図 11-1 哺乳類調査地点（トラップ位置）の位置

引用：（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業環境影響評価方法書に関する補足資料（令和3年11月）

参考情報（再掲）：審査会（令和3年度第16回）の補足資料5番（その2）

（2）鳥類調査地点（スポットセンサス位置（st-1～st-3）及びラインセンサスルート位置（L-1～L-3））
 鳥類調査では、スポットセンサス及びラインセンサスにより当該地域における鳥類相を把握します。スポットセンサス及びラインセンサスの位置は表 11.2 及び図 11-2 に示すとおりです。

表 11.2 鳥類調査地点の概要

地点	地点の概要	対象とする環境
L-1 st-1	調査地域西部の樹林環境を含むラインで、樹林（クヌギ・コナラ群集）及び周辺の芝地等の環境を選好する種を確認できる。	①、②、④
L-2 st-2	調査地域の草地から樹林環境を選好する種を確認できる。	①、③、④
L-3 st-3	調査地域東部の草地環境を代表する地点で、高茎草地・草地を選好する種を確認できる。	②、③、⑤

調査地域の代表的な環境：①小規模樹林地 ②芝地、畑地、耕作放棄地等の低茎草地 ③高茎草地
 ④湧水地等の小規模水域 ⑤住宅地



図 11-2 鳥類調査地点の位置

引用：（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業環境影響評価方法書に関する補足資料（令和3年11月）

参考情報（再掲）：審査会（令和3年度第16回）の補足資料5番（その3）

（3）昆虫類調査地点（トラップ位置）

昆虫類調査では、深谷通信所跡地全域とした直接観察及び採取のほかにライトトラップ法、ベイトトラップ法によるトラップ調査を実施し、当該地域における昆虫類相を把握します。ライトトラップ及びベイトトラップの位置は表 11.3 及び図 11-3 に示すとおりです。なお、各地点でライトトラップ、ベイトトラップの両方の調査を実施します。

表 11.3 昆虫調査地点（トラップ位置）の概要

地点	地点の概要	対象とする環境
st-1	調査地域の林縁環境を代表する地点。周辺の樹林（クヌギーコナラ群集）及び芝地や草地に生息する飛翔性昆虫・地表徘徊性昆虫を確認できる。地点の北側には湧水地、東側には河川（水路）が存在する。	①、②、④、⑤
st-2	調査地域の草地～樹林に生息する飛翔性昆虫・地表徘徊性昆虫を確認できる。地点の西側には河川（水路）が存在する。	①、③、④
st-3	草地環境を代表する地点で、低茎～高茎草地周辺に生息する飛翔性昆虫・地表徘徊性昆虫を確認できる。	②、③
st-4	調査地域北東部に存在する湿性草地周辺（春夏季のみ）に生息する飛翔性昆虫・地表徘徊性昆虫を確認できる。	④、⑤
st-5	調査地域南側に存在する落葉広葉樹林内に生息する飛翔性昆虫・地表徘徊性昆虫を確認できる。	①、⑤

調査地域の代表的な環境：①小規模樹林地 ②芝地、畑地、耕作放棄地等の低茎草地 ③高茎草地
④湧水地等の小規模水域 ⑤住宅地

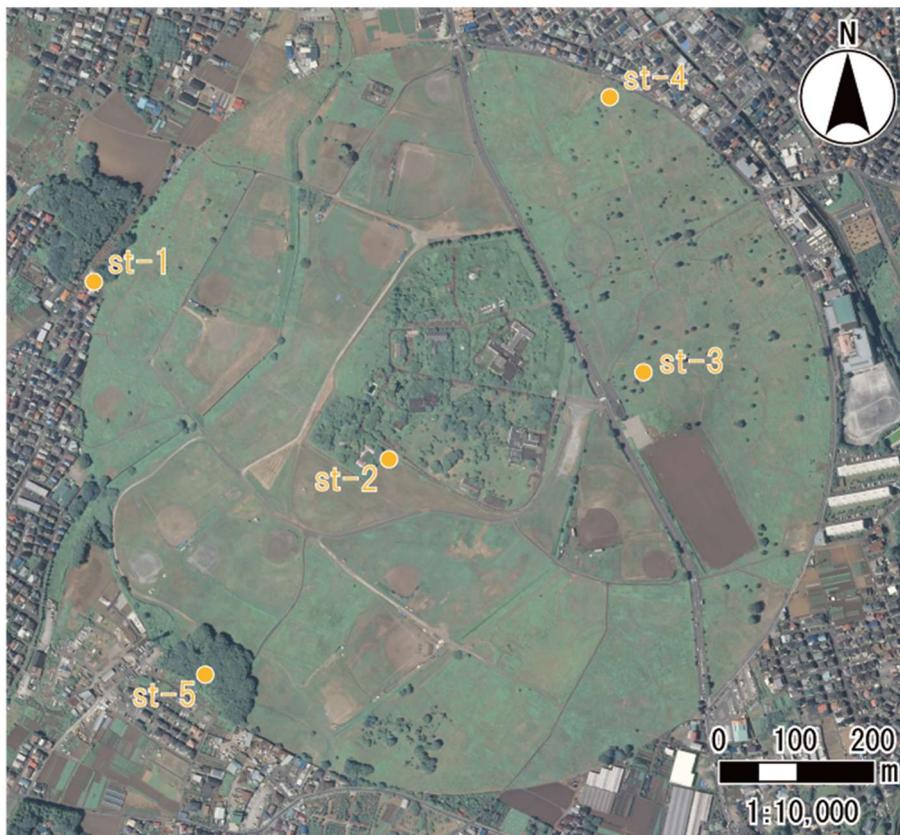


図 11-3 昆虫類調査地点（トラップ位置）の位置

引用：（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業環境影響評価方法書に関する補足資料（令和3年11月）

参考情報（再掲）：審査会（令和3年度第16回）の補足資料5番（その4）

（4）水生生物（底生動物）調査地点

水生生物（底生動物）調査として、図11-5に示す箇所で直接観察及び採取により、水生生物（底生動物）の生息状況を把握します。

なお、st-4はst-2のような河川（水路）ではなく、右の写真に示すとおり、U字の側溝となっています。



図11-4 st-4（側溝）の状況

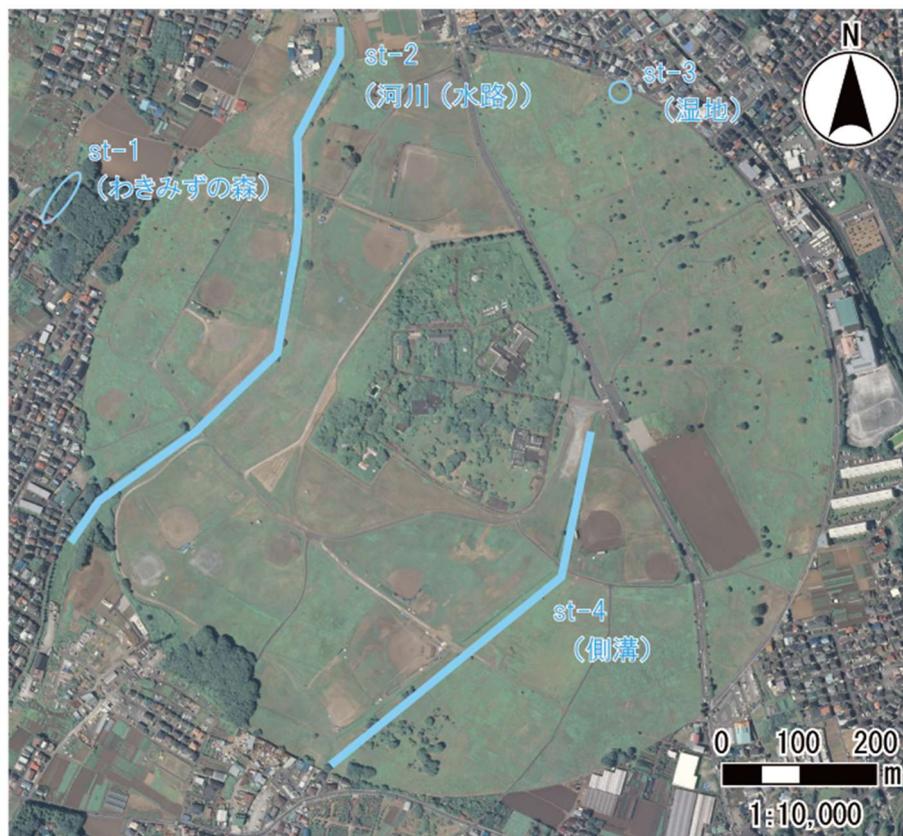


図11-5 水生生物（底生動物）調査地点の位置

（5）両生類、爬虫類調査地点

両生類、爬虫類調査の調査地域は深谷通信所跡地全域とし、全域を踏査して両生類・爬虫類の生息状況について把握します。

引用：（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業環境影響評価方法書に関する補足資料（令和3年11月）

12 水質について

(1) 水質・底質（公共用水域の水質）の測定項目

水質・底質（公共用水域の水質）の測定項目は、生活環境項目（公共用水域の水質の環境基準）に加えて、最終処分場跡地の影響を勘案し、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に基づき、選定します。

「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に示された調査では、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年3月14日総理府、厚生省令第一号 最終改正：平成25年2月21日環境省令第三号）における別表第1の上欄の項目で示された43項目と「工業排水試験方法」における2項目（塩素イオン濃度、電気伝導率）の合計45項目を対象とします。（表12.1参照）。

これらの測定項目（45項目）には、審査会（令和3年度第13回）でご指摘のあった土壌汚染の調査で確認された鉛及びその化合物や水質汚濁に係る環境基準で設定された健康項目は含まれていません。ただし、土壌汚染の調査で確認されたダイオキシン類については含まれていないため、追加で調査します。（方法書P. 資料2～資料5）

以上より、公共用水域の水質は、表12.1に示す計47項目について調査を実施します。

表 12.1 (1) 公共用水域の水質調査における測定項目

測定項目	法令等					選定した測定項目 (赤字は審査会のご指摘を受けて追加した測定項目)
	方法書記載の測定項目	最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン		審査会でご指摘のあった測定項目 (事業者推定) (赤字は審査会のご指摘を受けて追加した測定項目)		
	水質汚濁に係る環境基準 (環境庁告示第59号 別表2 生活環境の保全に関する環境基準)	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	工業排水試験方法	水質汚濁に係る環境基準 (環境庁告示第59号 別表1 人の健康の保護に関する環境基準)	工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法	
アルキル水銀化合物		○		○		○
水銀又はその他の水銀化合物		○		○		○
カドミウム又はその化合物		○		○		○
鉛又はその化合物		○ (土壌汚染調査で該当あり)		○ (土壌汚染調査で該当あり)		○ (土壌汚染調査で該当あり)
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びエチルパラチオン、フェンチオン、ベンゼンホスホネート(別名EPN)に限る)		○				○
六価クロム化合物		○		○		○
砒素又はその化合物		○		○		○
シアン化合物		○		○		○
ポリ塩化ビフェニル		○		○		○
トリクロロエチレン		○		○		○
テトラクロロエチレン		○		○		○
ジクロロメタン		○		○		○
四塩化炭素		○		○		○

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 12.1 (2) 公共用水域の水質調査における測定項目

測定項目	法令等					選定した測定項目 (赤字は審査会のご指摘を受けて追加した測定項目)
	方法書記載の測定項目	最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン		審査会でご指摘のあった測定項目(事業者推定)(赤字は審査会のご指摘を受けて追加した測定項目)		
	水質汚濁に係る環境基準(環境庁告示第59号別表2 生活環境の保全に関する環境基準)	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	工業排水試験方法	水質汚濁に係る環境基準(環境庁告示第59号別表1 人の健康の保護に関する環境基準)	工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法	
1, 2-ジクロロエタン		○		○		○
1, 1-ジクロロエチレン		○		○		○
シス1, 2-ジクロロエチレン		○		○		○
1, 1, 1-トリクロロエタン		○		○		○
1, 1, 2-トリクロロエタン		○		○		○
1, 3-ジクロロプロペン		○		○		○
チウラム		○		○		○
シマジン		○		○		○
チオベンカルブ		○		○		○
ベンゼン		○		○		○
セレン又はその化合物		○		○		○
1, 4-ジオキサン		○		○		○
ほう素及びその化合物		○		○		○
ふっ素及びその化合物		○		○		○
アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物		○				○
水素イオン濃度	○	○				○
生物化学的酸素要求量	○	○				○
化学的酸素要求量		○				○
浮遊物質量	○	○				○
溶存酸素量	○					○
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		○				○
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		○				○
フェノール類含有量		○				○
銅含有量		○				○
亜鉛含有量		○				○
溶解性鉄含有量		○				○
溶解性マンガン含有量		○				○
クロム含有量		○				○
大腸菌群数	○	○				○
窒素含有量		○		○		○
リン含有量		○				○
塩素イオン濃度			○			○
電気伝導率			○			○
ダイオキシン類					○ (土壌汚染調査で該当あり)	○ (土壌汚染調査で該当あり)
計	5	43	2	27	1	47

(2) 水質・底質（地下水の水質）、安全（有害物漏洩）について

(ア) 水質・底質（地下水の水質）、安全（有害物漏洩）の項目選定

方法書では、項目「水質・底質」の細目「地下水の水質」において、「湧水の水質」は環境影響評価項目として選定していましたが、「地下水の水質」は選定していませんでした。今般、項目「水質・底質」の細目「地下水の水質」において、「湧水の水質」に加えて、「地下水の水質」も環境影響評価項目として選定します。選定理由は、表 12.2 に示すとおり、「産業廃棄物最終処分場跡地を公園及び墓園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、地下水の水質の細目について環境影響評価項目として選定します。」とし、廃棄物最終処分場跡地の影響を勘案した安全（有害物漏洩）とともに地下水の水質の調査、予測及び評価を実施し、準備書で示します。

表 12.2 水質・底質（地下水の水質）の選定した理由・選定しない理由（公園整備事業）

環境影響評価項目（細目）	選定した理由・選定しない理由	
	方法書での記載(修正前)	方法書より修正情報（修正後）
工事中の水質・底質（地下水の水質）	<p>本事業の工事では、地下水の水質に影響を及ぼす工事は実施しないため、地下水の水質の細目について環境影響評価項目として選定しません。</p> <p>ただし、対象事業実施区域周辺には、湧水が存在し、湧水の水質への影響を確認するため、湧水の水質については環境影響評価項目として選定します。</p>	<p>本事業の工事では、対象事業実施区域内の産業廃棄物最終処分場跡地において、廃棄物埋設層への掘削は実施しない等、地下水の水質に影響を及ぼす工事は実施しないよう配慮しますが、産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、地下水の水質の細目について環境影響評価項目として選定します。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、湧水が存在し、湧水の水質への影響を確認するため、湧水の水質の細目について環境影響評価項目として選定します。</p>
供用時の水質・底質（地下水の水質）	<p>本事業では、供用時において地下水の水質に影響を及ぼす要因はないため、地下水の水質の細目について環境影響評価項目として選定しません。</p> <p>ただし、対象事業実施区域周辺には、湧水が存在し、湧水の水質への影響を確認するため、湧水の水質については環境影響評価項目として選定します。</p>	<p>本事業では、地下水の水質に影響を及ぼす要因はありませんが、産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用するため、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」を踏まえ、地下水の水質の細目について環境影響評価項目として選定します。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、湧水が存在し、湧水の水質への影響を確認するため、湧水の水質の細目について環境影響評価項目として選定します。</p>

※本表は、公園整備事業の事例を整理しておりますが、墓園整備事業でも同様の整理となります。

(イ) 水質・底質（地下水の水質）、安全（有害物漏洩）の測定項目

水質・底質（地下水の水質）及び安全（有害物漏洩）の中で実施する地下水の水質の測定項目は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年 3 月 14 日総理府、厚生省令第一号 最終改正；平成 25 年 2 月 21 日環境省令第三号）における別表第 2 の上欄の項目で示された 25 項目と「工業排水試験方法」における 2 項目（塩素イオン濃度、電気伝導率）の合計 27 項目を対象とします（表 12.3 参照）。

これらの項目（27 項目）には審査会でご指摘のあった土壤汚染の調査で確認された鉛及びその化合物や水質汚濁に係る環境基準で設定された健康項目は概ね含まれています。ただし、土壤汚染の調査で確認されたダイオキシン類（方法書 P. 資料 2～資料 5）や健康項目（地下水の水質汚濁に係る環境基準）で設定されている、ふっ素、ほう素化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 3 項目については含まれていないため、追加で調査し、合計 31 項目を調査します。

表 12.3 (1) 地下水の水質調査における測定項目

測定項目	法令等				選定した測定項目 (赤字は審査会のご指摘を受けて追加した測定項目)
	最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン		審査会でご指摘のあった測定項目 (事業者推定) (赤字は審査会のご指摘を受けて追加した測定項目)		
	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第二	工業排水試験方法	地下水の水質汚濁に係る環境基準（環境庁告示第 10 号 別表）	工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法	
アルキル水銀	○		○		○
総水銀	○		○		○
カドミウム	○		○		○
鉛	○ (土壤汚染調査で該当あり)		○ (土壤汚染調査で該当あり)		○ (土壤汚染調査で該当あり)
六価クロム	○		○		○
砒素	○		○		○
全シアン	○		○		○
ポリ塩化ビフェニル	○		○		○
トリクロロエチレン	○		○		○
テトラクロロエチレン	○		○		○
ジクロロメタン	○		○		○
四塩化炭素	○		○		○
1, 2-ジクロロエタン	○		○		○
1, 1-ジクロロエチレン	○		○		○
1, 2-ジクロロエチレン	○		○		○
1, 1, 1-トリクロロエタン	○		○		○
1, 1, 2-トリクロロエタン	○		○		○
1, 3-ジクロロプロペン	○		○		○
チウラム	○		○		○

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 12.3 (2) 地下水の水質調査における測定項目

測定項目	法令等				選定した測定項目 (赤字は審査会のご指摘を受けて追加した測定項目)
	最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン		審査会でご指摘のあった測定項目 (事業者推定) (赤字は審査会のご指摘を受けて追加した測定項目)		
	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第二	工業排水試験方法	地下水の水質汚濁に係る環境基準(環境庁告示第10号 別表)	工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法	
シマジン	○		○		○
チオベンカルブ	○		○		○
ベンゼン	○		○		○
セレン	○		○		○
1, 4-ジオキサン	○		○		○
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	○		○		○
ふっ素			○		○
ほう素化合物			○		○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			○		○
塩素イオン濃度		○			○
電気伝導率		○			○
ダイオキシン類				○ (土壌汚染調査で該当あり)	○ (土壌汚染調査で該当あり)
計	25	2	28	1	31

(3) 水質・底質（公共用水域の水質、公共用水域の底質、地下水の水質）、安全（有害物漏洩）の調査地点について

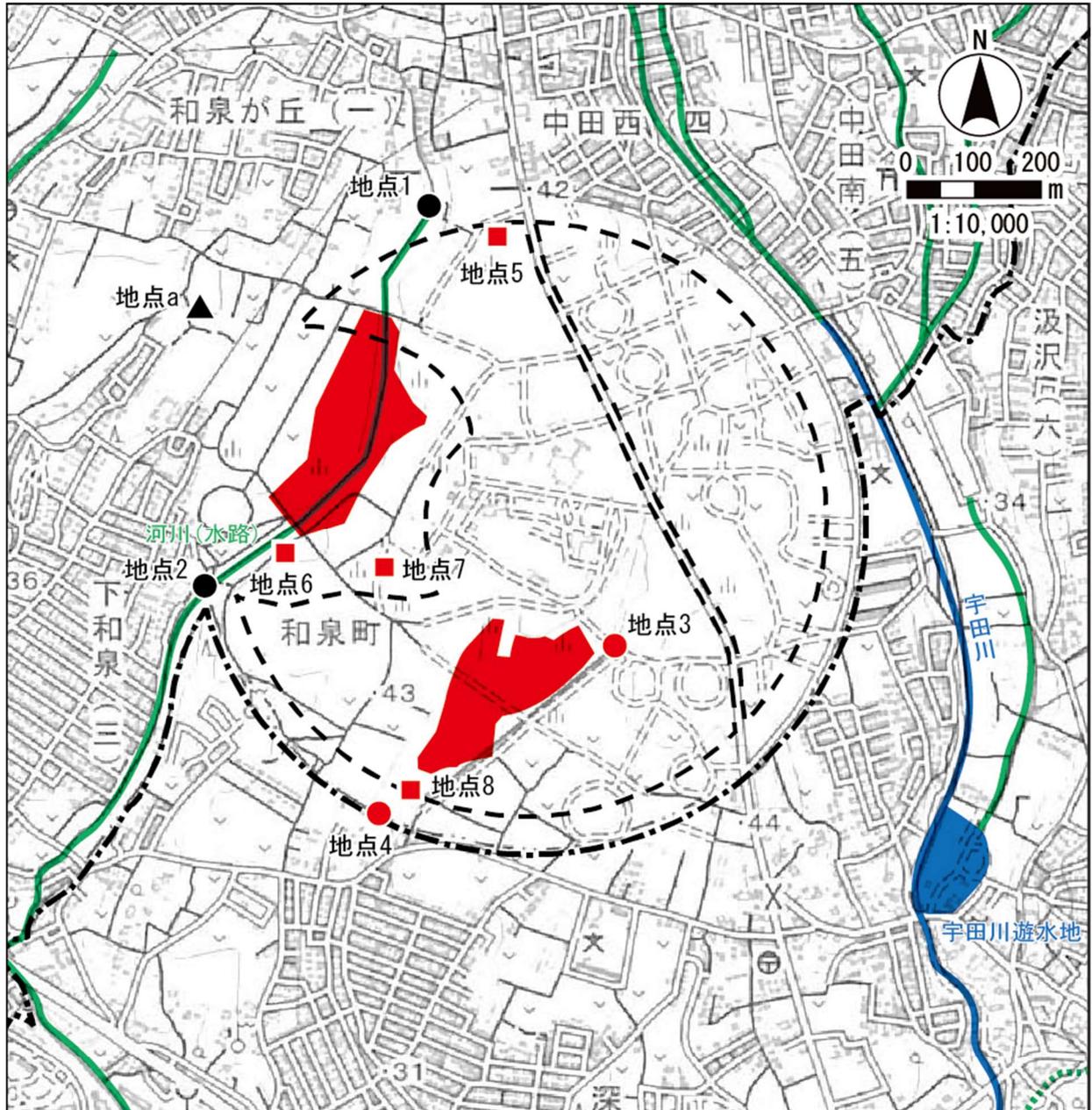
水質・底質（公共用水域の水質、公共用水域の底質、地下水の水質）、安全（有害物漏洩）の調査地点は、表 12.4 及び図 12-1 に示すとおり設定しました。

本事業の対象事業実施区域には、2つの産業廃棄物最終処分場跡地があることから、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準じて、公共用水域の水質（河川、側溝等）としては、地点1、2、3、4を、地下水の水質（観測井）としては、地点5、6、7、8を調査地点とし、それぞれ産業廃棄物最終処分場跡地の影響が大きいと思われる地点で調査を実施します。そのため、下流側では、これらの調査地点よりも大きな影響が出ることはないと考えられるため、追加の調査地点としては設定しないこととしました。ただし、事業実施段階に、下流側で著しい影響が出た場合は、必要に応じて追加調査を実施することを検討します。

また、審査会で頂いたご指摘を踏まえ、公共用水域の底質（河川、側溝等）の調査地点や公共用水域の水質（河川、側溝等）の生活環境項目及び油分の調査地点についても、地点1、2に加え、地点3、4を追加します。

表 12.4 水質の調査地点の一覧表

番号	項目	測定項目	調査地点	
			方法書での記載 (修正前)	方法書での記載と方法書より追加した 情報（赤字は審査会のご指摘を受けて追 加した地点）(修正後)
1	水質・底質（公共用水域の水質：河川、側溝等）	生活環境項目及び油分	河川（水路）：地点1、2	河川（水路）：地点1、2 側溝等：地点3、4
2		最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインに示された項目	対象事業実施区域	西側産業廃棄物最終処分場跡地の放流水の上流と下流：地点1、2 東側産業廃棄物最終処分場跡地の放流水の上流と下流：地点3、4
3	水質・底質（公共用水域の底質：河川、側溝等）	水銀、PCB	河川（水路）：地点1、2	河川（水路）：地点1、2 側溝等：地点3、4
4	水質・底質（地下水の水質：観測井）	最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインに示された項目	—	西側産業廃棄物最終処分場跡地の地下水の上流と下流：地点5、6 東側産業廃棄物最終処分場跡地の地下水の上流と下流：地点7、8
5	水質・底質（地下水の水質：湧水）	健康項目	わきみずの森：地点a	わきみずの森：地点a
6	安全（有害物漏洩）	最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインに示された項目	対象事業実施区域のうち産業廃棄物最終処分場跡地の上部	西側産業廃棄物最終処分場跡地の地下水の上流と下流：地点5、6 東側産業廃棄物最終処分場跡地の地下水の上流と下流：地点7、8



凡 例

┌──┐: 対象事業実施区域

■: 産業廃棄物最終処分場の跡地の指定区域

—: 二級河川

—: その他河川

⋯: 公共下水道

●: 方法書記載の調査地点（公共水域の水質・底質：河川）

▲: 方法書記載の調査地点（地下水の水質：湧水）

●: 追加調査地点（公共水域の水質・底質：側溝等）

■: 追加調査地点（地下水の水質：観測井、有害物漏洩）

資料：「横浜市河川図」（横浜市道路局河川部、平成 23 年 3 月）

図 12-1 水質調査地点

(4) 地下水の利用状況について

(ア) 計画地内の地下水の利用状況について

対象事業実施区域内の地下水の利用は確認されておりません。また、工事中及び供用時においても、地下水の揚水は行いません。

なお、公共用水域の水質（河川、側溝等）として、地点1、2、3、4を、地下水の水質（観測井）として、地点5、6、7、8を調査地点とし、それぞれ産業廃棄物最終処分場跡地の影響が大きいと思われる地点で調査を実施するため、対象事業実施区域の周辺地域に地下水の利用があった場合でも、これらの調査地点よりも大きな影響が出ることはないと考えられるため、追加の調査地点としては設定しないこととしました。

(イ) 災害応急用井戸の分布状況

災害応急用井戸も対象事業実施区域周辺に多数存在しますが、これらの井戸は災害時に生活用水として活用されるもののため、調査対象とはしません。

調査区域における災害応急用井戸の分布状況は、図 12-2（方法書 P3-97(図 3.2.11.6)）に示すとおりで、泉区に238箇所、戸塚区に87箇所存在しています。

災害応急用井戸は、『災害時の生活用水の確保』として、災害時に地域の方々へトイレや屋外の清掃などの「生活用水（※）」として提供するものです。

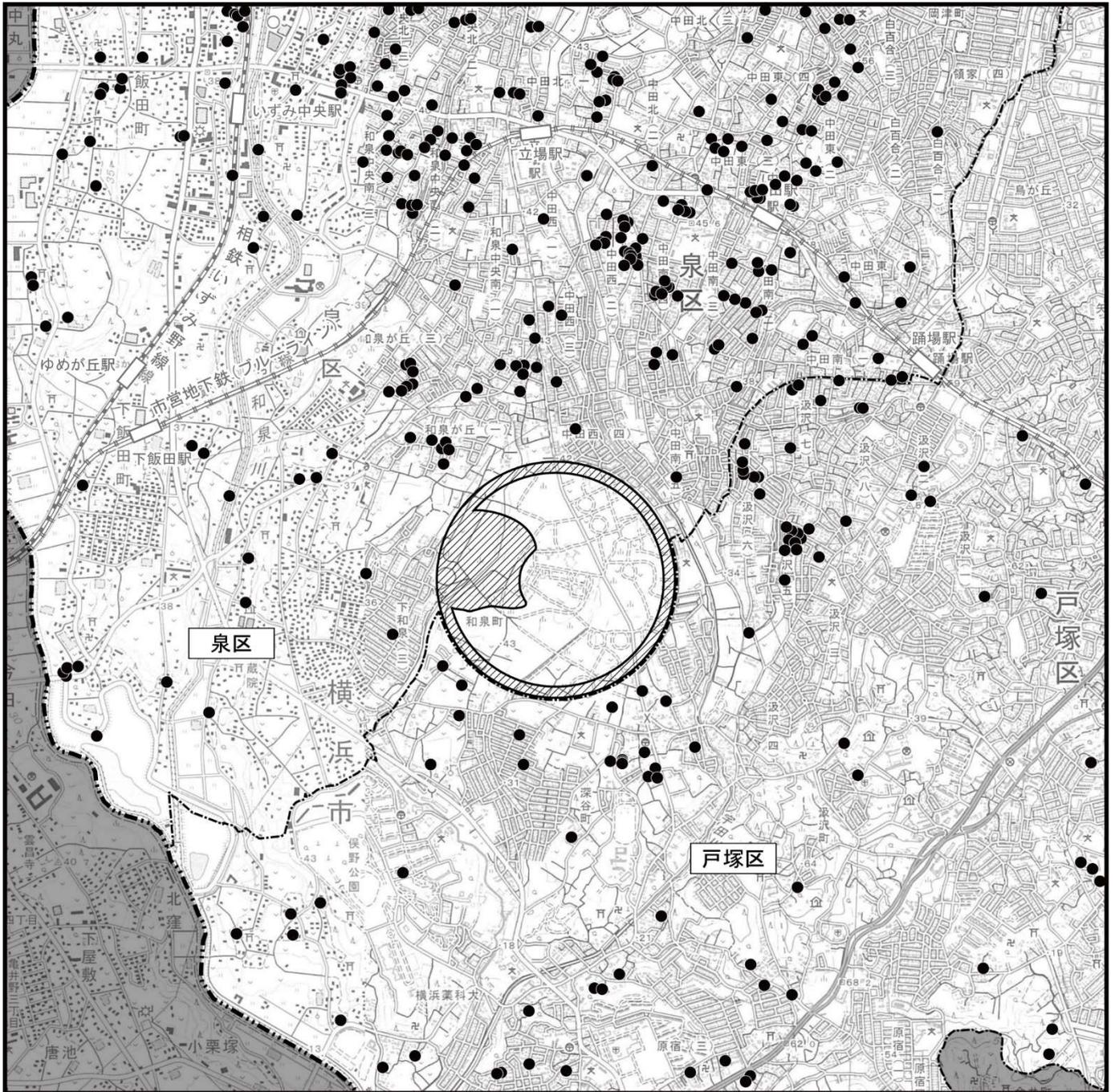
※生活用水は、飲用、炊事用、食材・食器洗浄用には使用しない。

災害応急用井戸の水質の基準は表 12.5 に示すとおりです。

表 12.5 災害応急用井戸の水質の基準

項目	基準
pH	5.8以上8.6以下であること
臭気	異常でないこと
色度	5度以下であること
濁度	2度以下であること

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 境
-  : 区 境
-  : 災害応急用井戸



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 12-2 災害応急用井戸

資料：「横浜市行政地図情報提供システム 市民防災情報わいわい防災マップ」
(横浜市総務局ICT基盤管理課ホームページ、令和3年4月調べ)

13 来園車両等の走行に伴う騒音・振動に係る調査及び予測地点について

(1) 来園車両等の走行に伴う騒音・振動の調査・予測地域の設定に関する考え方

騒音・振動の調査地域（調査・予測区間）については、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（以下、「技術手法」といいます。）において「調査地域は、騒音の影響範囲内に住居等が存在する、あるいは立地する見込みがある地域とし、調査・予測区間毎に設定する。」とされていることから、騒音の影響範囲内に住居等が存在する地域の中から設定しました。表 13.1 及び図 13-1 に示すとおり、行政区毎及び既存道路の有無により区域 a～d の区域を設定し、調査地域としました。

また、予測地域については、技術手法において、「予測地域は調査地域と同じとする。」とされていることから、調査地域と同様としました。

なお、本事業は、住居等の保全対象がある地域と接する地域は外周道路であるため、道路の技術手法の考え方により、来園車両等の走行に伴う騒音・振動の調査・予測地域を設定することができると考えています。

表 13.1 騒音・振動の調査・予測地域の選定結果

調査・予測地域	行政区	既存道路の有無
区域 a	泉区	無し
区域 b	戸塚区	無し
区域 c	戸塚区	有り
区域 d	泉区	有り

(2) 来園車両等の走行に伴う騒音・振動の調査・予測地点の設定に関する考え方

騒音・振動の予測地点については、技術手法において「予測地点は、予測地域の代表断面とする」とされていることから、前節((1) 来園車両等の走行に伴う騒音・振動の調査・予測地点の設定に関する考え方)で設定した予測地域(区域 a~d)の中で、技術手法において記載のある環境基準類型指定(用途地域)や、住居の密集地点等の視点から、表 13.2 及び図 13-1 に示す環境基準がより厳しい箇所となる A、B、C、D を代表断面として設定し、予測地点としました。

調査地点については、技術手法において「調査地点は、予測地点の周辺で調査地域を代表すると考えられる地点とする。」とされていることから、予測地点と同様としました。

なお、本事業は、住居等の保全対象がある地域と接する地域は外周道路であるため、道路の技術手法の考え方により、来園車両等の走行に伴う騒音・振動の調査・予測地点を設定することができると考えています。

以上より、方法書時点では、来園車両等の走行に伴う騒音・振動の予測地点は、最も影響のある県道 402 号(阿久和鎌倉)の 2 地点(図 13-1 に示す地点 1 及び 2)のみを想定していましたが、ご指摘を踏まえ、閑静な住宅地への予測評価を行うために、上記の考え方を整理し、4 地点の予測地点を追加し、合計 6 地点で来園車両等の走行に伴う騒音・振動の予測評価を実施することとします。

また、来園車両等の走行に伴う騒音・振動の調査地点は適切に設定できていると考えております。

表 13.2 来園車両等の走行に伴う騒音・振動の調査・予測地点の選定結果

調査・予測地点	用途地域	類型区分 ^{※1}	選定結果(地点名)
区域 a	市街化調整区域	B 地域	— (※2 地点 A を代表)
	第 1 種低層住居専用地域	A 地域	選定(地点 A)
区域 b	市街化調整区域	B 地域	選定(地点 B)
区域 c	第 2 種中高層住居専用地域	A 地域	— (※2 地点 C を代表)
	第 1 種低層住居専用地域	A 地域	選定(地点 C)
	市街化調整区域	B 地域	— (※2 地点 C を代表)
	第 1 種中高層住居専用地域	A 地域	— (※2 地点 C を代表)
区域 d	第 2 種中高層住居専用地域	A 地域	— (※2 地点 D を代表)
	第 1 種低層住居専用地域	A 地域	選定(地点 D)
	第 2 種住居地域	B 地域	— (※2 地点 D を代表)

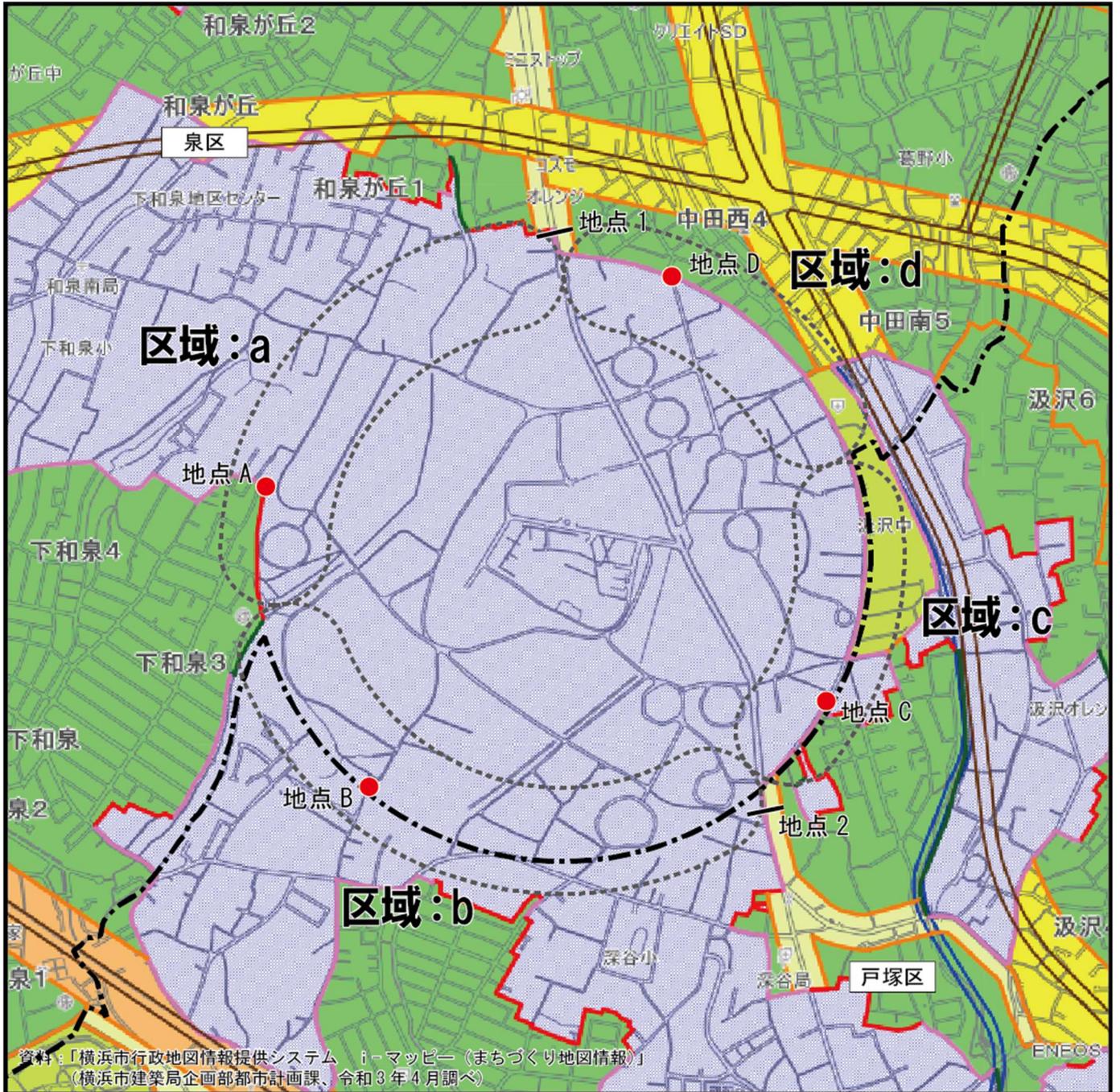
※1 用途地域別の類型区分の考え方は以下の通りです(方法書 P3-79 参照)

A 地域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

B 地域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、その他の地域

C 地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※2 同じ区域内に類型区分 A 地域となる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域が含まれる場合は、より良好な住環境が求められる第 1 種低層住居専用地域内に調査地点を設定します。



凡例

- | | | | |
|--|--------------|--|------------|
| | 事業計画区域 | | 方法書記載の予測地点 |
| | 区境 | | 追加予測地点 |
| | 第1種低層住居専用地域 | | 近隣商業地域 |
| | 第2種低層住居専用地域 | | 準工業地域 |
| | 第1種中高層住居専用地域 | | 工業地域 |
| | 第2種中高層住居専用地域 | | 市街化調整区域 |
| | 第1種住居地域 | | |
| | 第2種住居地域 | | |



0 100 200 400 m

1:10,000

図 13-1 騒音・振動の予測地点

参考情報：調査・予測地点の設定

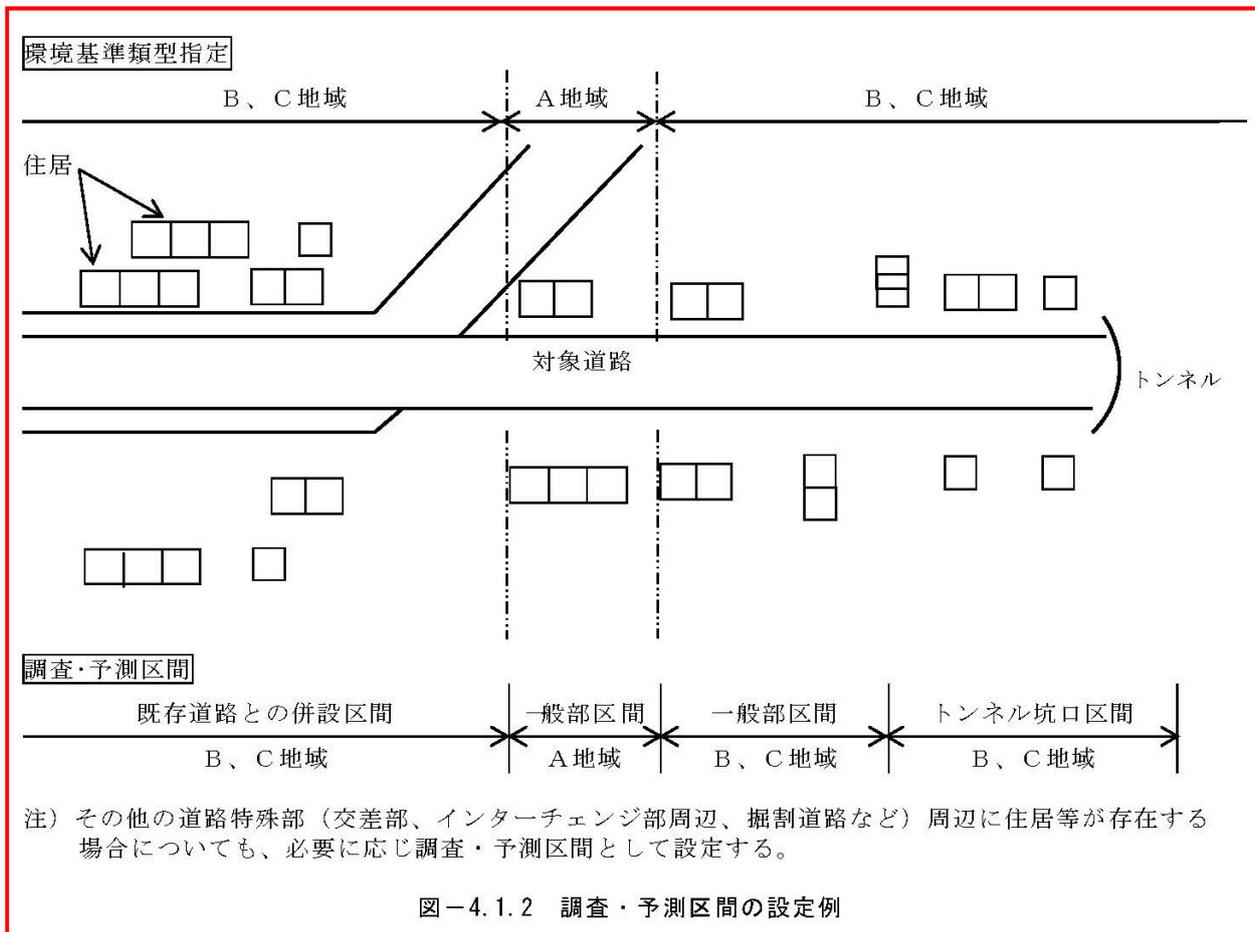
4.1.4 調査・予測区間の設定

「4.1.1 事業特性の把握」及び「4.1.2 地域特性の把握」に基づき、対象道路のうち、明らかに騒音の影響がない又は極めて小さいと判断される区間*1を除外する。さらに、残りの区間を、4.1.1、4.1.2を踏まえて、調査及び予測手法の選定並びに環境保全措置の検討の基本となる調査・予測区間に区分する。

なお、道路特殊部（交差点、インターチェンジ、トンネル坑口等）における騒音を予測する必要がある場合は、これらも調査・予測区間として設定する。

【解説】

以降の「4.1.5 調査及び予測の手法の選定」から「4.1.8 環境保全措置の検討」までの検討は、この調査・予測区間毎に行われる。（図-4.1.2 参照）



*1 「明らかに騒音の影響がない又は極めて小さいと判断される区間」

「明らかに騒音の影響がない又は極めて小さいと判断される区間」とはトンネル区間、あるいは、対象道路実施区域及びその周囲に住居等が現存せず、かつ将来の立地が計画されていない区間等が該当する。

引用：道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）

14 悪臭について

方法書では、最終処分場の跡地を上部利用することから、悪臭の予測項目として、表 14.1 に示すとおり、「特定悪臭物質の濃度及び臭気指数で表示される臭気の程度から必要な項目を選択」と記載していました。一方、臭気指数は必須とし、濃度分析は適宜実施という審査会での指摘があったこと、また「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」では、臭気分析は工事により掘削等を行う場合に対象とする旨、記載されています。

以上より、本事業では廃棄物層の掘削は行わないことから、環境影響評価での調査項目及び予測項目としては臭気指数のみを対象とすることとしました。ただし、特定悪臭物質については臭気指数の状況により適宜対応することとし、方法書の記載から変更せず、「特定悪臭物質の濃度から必要な項目を選択」としました。

表 14.1 悪臭の予測項目

項目	予測項目	
	方法書での記載(修正前)	方法書より修正情報(修正後)
悪臭	特定悪臭物質の濃度及び臭気指数で表示される臭気の程度から必要な項目を選択	特定悪臭物質の濃度から必要な項目を選択 臭気指数で表示される臭気の程度